

多様な主体による協働防護協定の締結を促進 ～「協働防護協定の手引き」を公表～

官民の関係者が集積する港湾において、気候変動に伴う海面上昇等への適応を図るためには、自らの管理施設が直面するリスクを関係者が正しく認識した上で、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標に向かって一体となって取り組む「協働防護」の推進が重要です。

国土交通省では、協議会、計画、協定制度をはじめとする「協働防護」の枠組みを令和7年4月に港湾法に位置付けるとともに、協働防護計画作成費補助・民間所有護岸等に対する税制特例措置も昨年度より創設し、令和7年6月には、協働防護計画作成のポイントをとりまとめたガイドライン及び港湾立地企業の気候変動リスク評価を支援するガイドラインを公表したところです。

今般、これらに加え、協働防護計画に基づく取組の継続性を確保する観点から、港湾管理者や港湾立地企業等の関係者の合意の下で締結される協働防護協定作成のポイントを整理した手引きを新たに公表します。

○国土交通省では、有識者委員会*にて議論を行い、手引きをとりまとめました。

*「協働防護協定の手引き検討委員会」

委員長は、磯部雅彦 高知工科大学・東京大学名誉教授

○「協働防護協定の手引き」は、港湾管理者、地方公共団体、港湾立地企業等の幅広い関係者を対象とし、官民の関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標に向かって一体となって取り組む「協働防護」の枠組みを、実務上、円滑・着実に進めるため、協働防護協定作成に係る具体的なポイントを解説したものです。

※手引き(概要・本文)については、以下の URL よりご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000117.html

問合せ先：港湾局海岸・防災課 工藤、加治、宮下
代表：03-5253-8111（内線 46712、46735、46736）
直通：03-5253-8688

「協働防護」の推進に向けた主な措置～港湾における気候変動適応の取組～

- 様々な関係者が集積する港湾において、気候変動への適応を図るためには、関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考えに基づき、総合的な防災・減災対策を進めることが必要。
- 「協働防護」に関する制度的枠組みを構築し、予算・税制・技術面も含めた一体的な支援を行う。

支援・特例措置

- 【制度改正(「港湾法等の一部を改正する法律」が施行(令和7年10月1日))】**
- 気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるための協働防護協議会及び協働防護計画の創設
 - 関係者の協働による防護水準確保の取り組みを促進するための協定制度の創設

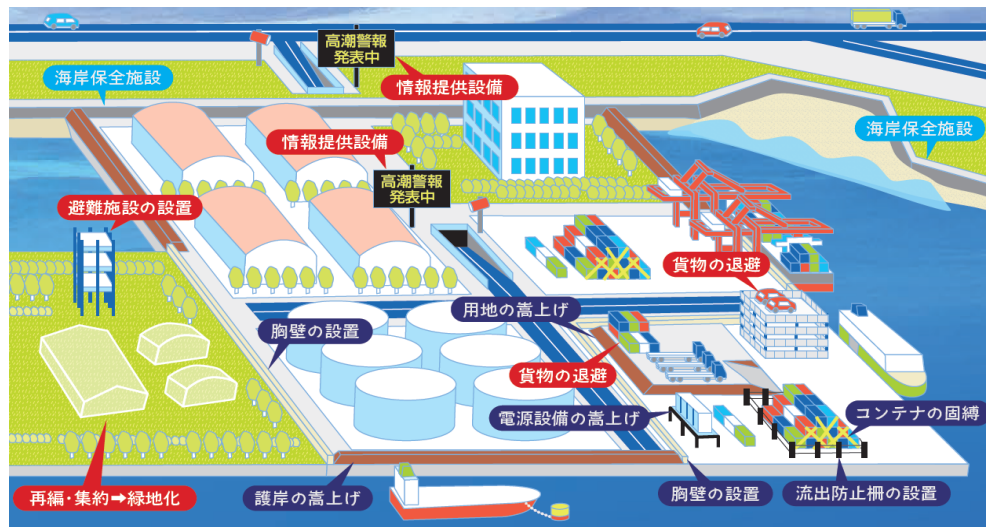
- 【予算措置】(令和7年度から)**
- 港湾管理者への協働防護計画の作成支援(費用の1/2補助)

- 【税制特例措置】(令和7年度から)**
- 民間所有護岸等に対する税制特例措置(固定資産税)

- 【ガイドライン策定】(令和7年6月2日公表)**
- 協働防護計画作成ガイドラインの作成
 - 気候変動を踏まえた高潮・津波等のリスク把握・対策手法の検討等を可能とする港湾立地企業向けガイドラインの作成*

* 2022年には東証プライム市場において、財務に影響を及ぼす気候関連情報の開示が実質義務化

- 【協定の手引き策定】(令和8年5月29日公表)**
- 協働防護の取組の継続性・実効性を確保するため、承継効を有する協働防護協定の締結に向けた手引きの作成

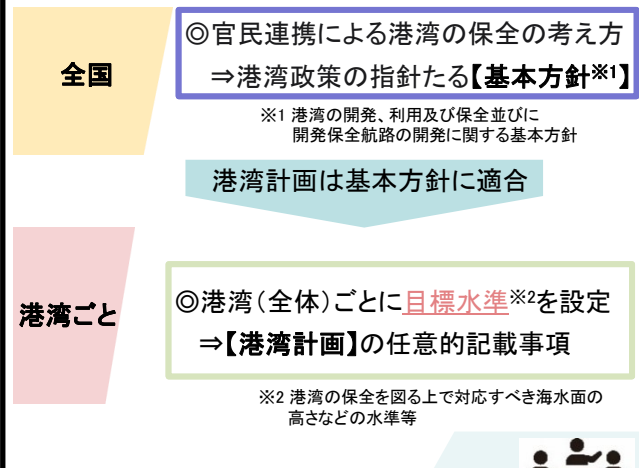


■ 協働防護に係る対策例(イメージ)

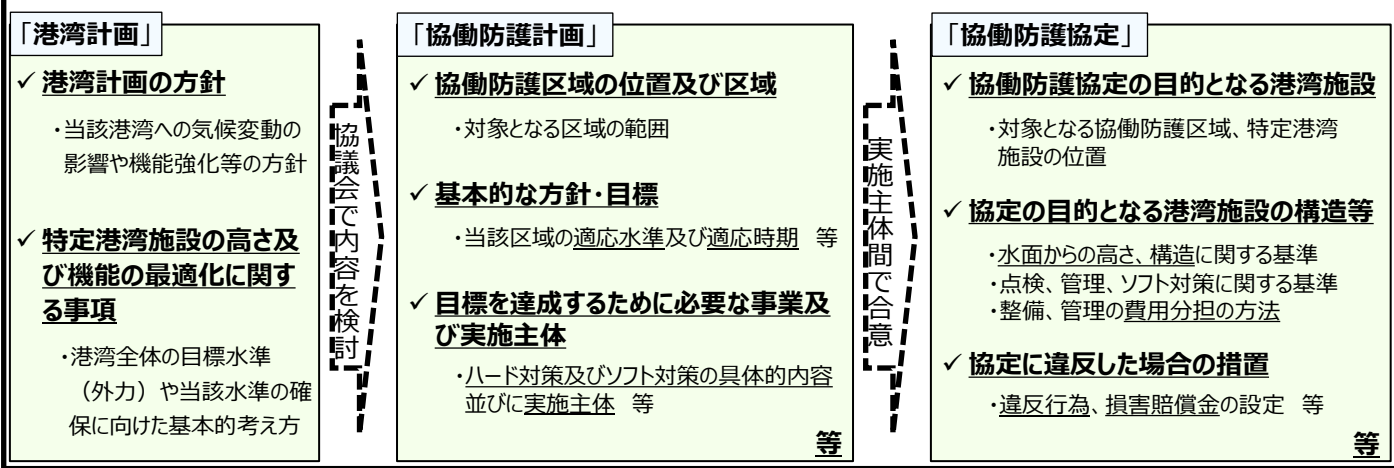
協働防護協定の手引き 概要

○港湾の基本方針に適合するよう、気候変動を考慮した目標水準等を港湾計画に位置付け、民間事業者も参画する協働防護協議会を活用して協働防護計画を作成するとともに、その取組の継続性や実効性を確保するため、関係者間で協働防護協定を締結することができる。
 ○本手引きは、協働防護計画に基づき、港湾管理者や港湾立地企業等の関係者の合意の下で締結される協働防護協定を対象として、その位置付けや実務上の整理を行うものである。

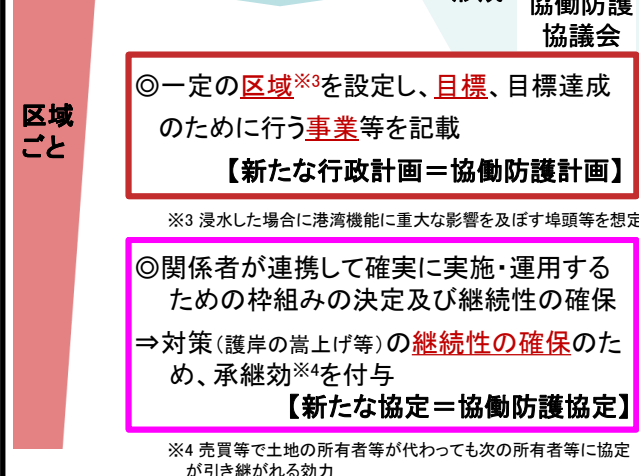
協働防護協定締結までの流れ



港湾計画及び協働防護計画、協働防護協定の主な記載事項



区域ごと



協働防護協定策定に関する主な検討ポイント

